

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 8 月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの **2件**

國 民 年 金 関 係 **2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600146 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600031 号

第1 結論

請求者の平成 9 年 1 月から平成 11 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 1 月から平成 11 年 2 月まで

私は、大学入試の結果通知後の平成 9 年 3 月頃に、伯父に国民年金保険料の免除申請を勧められ、伯父と一緒に A 町役場に行き、国民年金の加入手続した際に免除申請も行ったはずである。

その後、毎年免除申請をしたが、平成 9 年 1 月から平成 11 年 2 月までの期間が未納とされている。

請求期間は、間違いなく免除申請をしており、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の大学入試の結果通知後の平成 9 年 3 月頃に、請求者の伯父に国民年金保険料の免除申請を勧められ、伯父と一緒に A 町役場に行き、国民年金の加入手続と免除申請を行ったとしているが、請求者の伯父は、請求者と一緒に役場に行ったことは間違いないが、具体的に何をしたかまではわからない旨陳述している上、請求者自身も、免除申請手続について記憶が明確でなく、免除申請の状況が不明である。

また、請求者の所持する年金手帳の交付年月日欄には、平成 9 年 4 月 10 日と記載されており、オンライン記録で確認できる請求者の国民年金の被保険者資格処理日と同一であることから、請求者は、平成 9 年 4 月に初めて基礎年金番号が付番されるとともに、当該付番時点において、20 歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該付番時点では、請求期間のうち平成 9 年 1 月及び同年 2 月は、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことができない期間である。

さらに、請求期間のうち平成 9 年 3 月から平成 11 年 2 月までの期間は、保険料の免除申請を行うことができる期間であるが、A 町の請求者に係る国民年金被保険者記録連絡票及びオン

ライン記録によると、当該期間に係る国民年金保険料は、いずれも未納と記載されている上、上記のとおり、免除申請の状況が不明である。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600178 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600032 号

第1 結論

昭和 51 年 12 月から昭和 54 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 12 月から昭和 54 年 1 月まで

請求期間については、A 県 B 市に住んでおり、国民年金には加入していなかった。昭和 54 年 2 月に C 県 D 市（現在は、E 市）の実家に戻ってから、請求期間の国民年金保険料をまとめて払うように同市役所から請求があったので、同市で国民年金の加入手続を行ったはずであり、保険料納付の際に、窓口の担当者と将来本当に回収できるのか等で言い争いになった記憶があるので、確実に市役所の窓口で保険料をまとめて納付している。保険料を支払ったにもかかわらず納付済となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「D 市の実家に戻ってから、請求期間の国民年金保険料をまとめて払うように同市役所から請求があったので、国民年金の加入手続を行ったはずであり、保険料は市役所の窓口にまとめて納付した記憶がある。」と陳述しているが、請求者は、同市に戻ってから行ったとする国民年金の加入手続並びに保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号及びその前後の被保険者の資格取得処理日から、昭和 63 年 3 月頃に払い出されたものであり、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 63 年 1 月 16 日に遡って国民年金の資格を取得したと考えられる上、請求者に係る D 市の国民年金被保険者カードには「資格取得年月日 ; S63.1.16 (届出年月日 ; 63.3.2) 」が確認できるほか、請求者の所持する年金手帳に記載された「初めて国民年金被保険者となった日」も同一日であることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務が生じず、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、請求者は、上記のとおり、D 市役所から請求期間の国民年金保険料をまとめて払う

ように請求があり、市役所の窓口にまとめて納付したと陳述しているが、E市は、「昭和 54 年当時、D市において、転入してきた者に、転入前の期間に係る国民年金保険料をまとめて請求することはない。また、当時は、現年度分の保険料は市の窓口で納付できたが、過年度分の保険料は市の窓口ではなく社会保険事務所での対応となっていた。」と回答しており、請求者の主張は、当時のD市における国民年金保険料の収納に関する取扱いとは一致しない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。